

業務仕様書
【農業支援センター事務所棟配管調査業務】

1. 目的

本業務は、農業支援センター事務所棟に設置されている給水管、排水管、冷暖房配管を対象にエックス線透過検査・外観目視検査を行い、精度の高い耐用年数を把握するものである。

2. 適用範囲

本仕様書は、「農業支援センター事務所棟配管調査業務」に適用する。受託者は、本仕様書及び各種関係法令等を遵守しなければならない。

3. 業務場所

農業支援センター事務所棟 別紙業務位置図参照
(札幌市東区丘珠町 569 番地 10)

4. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

5. 診断箇所及び数量

配管種類及び数量は以下のとおり。

診断箇所は、別紙調査位置図、調査リストを参照。

業務着手後に調査位置図案を基に発注者と協議し決定すること。

配管種類	数量
衛生配管	13 箇所
空調配管	7 箇所
合計	20 箇所

6. 作業内容

調査内容及び方法は、一般財団法人建築保全センター「建築物修繕措置判定手法」及び公益社団法人ロングライフビル推進協会「建築設備システム診断要領 改訂版」による他、以下によるものとする。

(1) エックス線透過検査

「CR (コンピュータッドラジオグラフィ)」「DR (デジタルラジオグラフィ)」を活用したデジタル撮影を原則とし、フィルムを活用したアナログ撮影によるエックス線透過検査は認めない。また、撮影取得した画像データは 14 ビット以上のサイズで記録保持されるものとする。画像データ解析においては、撮影された配管画像全域を対象として最大浸食箇所を特定し、最小残存肉厚 [mm] 推定残存寿命 [年] を定量評価し提示すること。残存寿命の検討にあたっては、各種配管の使用環境における水圧に耐え得る限界の肉厚を設定し、その限界の肉厚に達するまでの期間を残存寿命とすること。さらには継手が「ねじ接合」の場合には直管のねじ谷部は原管部よりも肉厚が薄い為、この部位における残存寿命を提示すること。

(2) 外観目視検査

目視を中心に配管外観の劣化浸食箇所や不良箇所を調査し、写真記録を行う。
エックス線撮影時等、業務範囲周辺において劣化がみられた場合には状況を報告する。

(3) 総合評価

(1) (2) の検査結果に基づき、有効な補修対策及び残存寿命について、明確な判断基準 (管材、継手の種類、接合方法及び内圧の有無等を考慮したもの) を設け、かつ外観目視

の劣化状況を勘案してランク付けし、総合評価を行う。

(4) 調査結果報告書等の作成

調査結果報告書は測定、次表の内容を記載したものに分析結果をまとめ、解析・判定及び考察を加えたものとする。

- ア 診断目的
- イ 診断概要（件名、場所、対象、期間、項目、調査機関）
- ウ 診断内容（測定点、測定日時、測定項目及び測定方法、評価判定基準）
- エ 診断結果（診断時の状況、検査種別ごとの結果）
- オ 診断位置図
- カ 総合所見

・報告内容は写真、図、グラフ、また参考データ（原則として最新のもの）等を用いて委託者が理解しやすくなるよう心掛けること。

・報告書作成にあたり委託者と打合せを行い、内容について委託者に説明し、疑義について対応すること。

7. 作業日時

業務担当者と協議の上決定すること。原則として平日の 10 時から 16 時の間で作業を行うこととし、あらかじめ施設管理担当者と日程調整を行うこと。

なお、やむを得ない理由により作業時間を変更する場合は、事前に業務担当者に承諾を得ること。

8. 有資格者の配置

受託者は、業務の遂行にあたり（１）、（２）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）を配置し従事させること。なお、（１）については直接雇用契約関係にある者の中から配置すること。

（１）建築・設備総合管理士（公益社団法人 ロングライフビル推進協会）または建築設備診断技術者（公益社団法人 ロングライフビル推進協会）の資格を有する者

（２）エックス線作業主任者の資格を有する者

9. 業務責任者の配置

受託者は、業務遂行にあたり、直接雇用契約関係にある上記 8（１）に示す有資格者の中から、業務責任者を 1 名配置し、現場での作業指揮等、業務全般にわたり技術的監理を行うこと。

10. 提出書類

（１）以下書類は契約締結後速やかに各 1 部提出すること。

- ア 業務着手届
- イ 業務責任者等指定通知書
- ウ 資格者証等の写し

（２）以下書類は業務の進捗状況に応じ提出すること。

- ア 打合せ記録簿
- イ その他、委託者が指示するもの

（３）以下書類は業務期間内に各 1 部提出すること。

- ア 業務完了届

イ 業務実施報告書

ウ 診断結果報告書（作業記録写真含む）

エ 電子データ（CD-R または DVD-R）1 部（業務完了時）

オ その他、委託者が指示するもの

11. 環境への配慮について

受託者は本業務の履行に際し、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- （１）電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- （２）ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- （３）両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- （４）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- （５）業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

12. その他

- （１）受託者は委託者と緊密に連絡をとり、意思の疎通を図るとともに、調査内容に遺漏の無いよう努めること。
- （２）作業にあたり、本仕様書及び図面等を参考とし、事前に十分な調査を行い、作業手順、作業方法、資機材の運搬方法に誤りの無いようにすること。
- （３）受託者は作業場所周辺の整理整頓を行い、施設、または通行者への阻害を起こさぬよう措置を行い、危険な場所には必要な安全処置を講じ事故の防止に努めること。
- （４）作業に際し、現場の状況による検査箇所における軽微な変更は委託者と協議の上、受託者の負担で行うこと。
- （５）本業務の遂行にあたり、必要な保温材類の一時撤去及び復旧は委託業務に含むものとし、受託者が対応を行うこと。
- （６）作業の実施中不測の事態が生じた場合は、応急措置を講じるとともに、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- （７）作業終了後は速やかに資機材の撤収を行うとともに、整頓、清掃、後片付けを徹底し、現状に復すること。
- （８）本仕様書に定めのない事項及び疑義等については、業務担当者と協議すること。
- （９）本業務における補償の範囲は、以下のとおりである。
 - ・作業中に他の機器及び建物に損害を与えた場合は、受託者の費用で速やかに復元すること。
 - ・本業務完了後 1 年以内に本業務に起因する不具合が発生した場合は、受託者の費用で速やかに修復しなければならない。

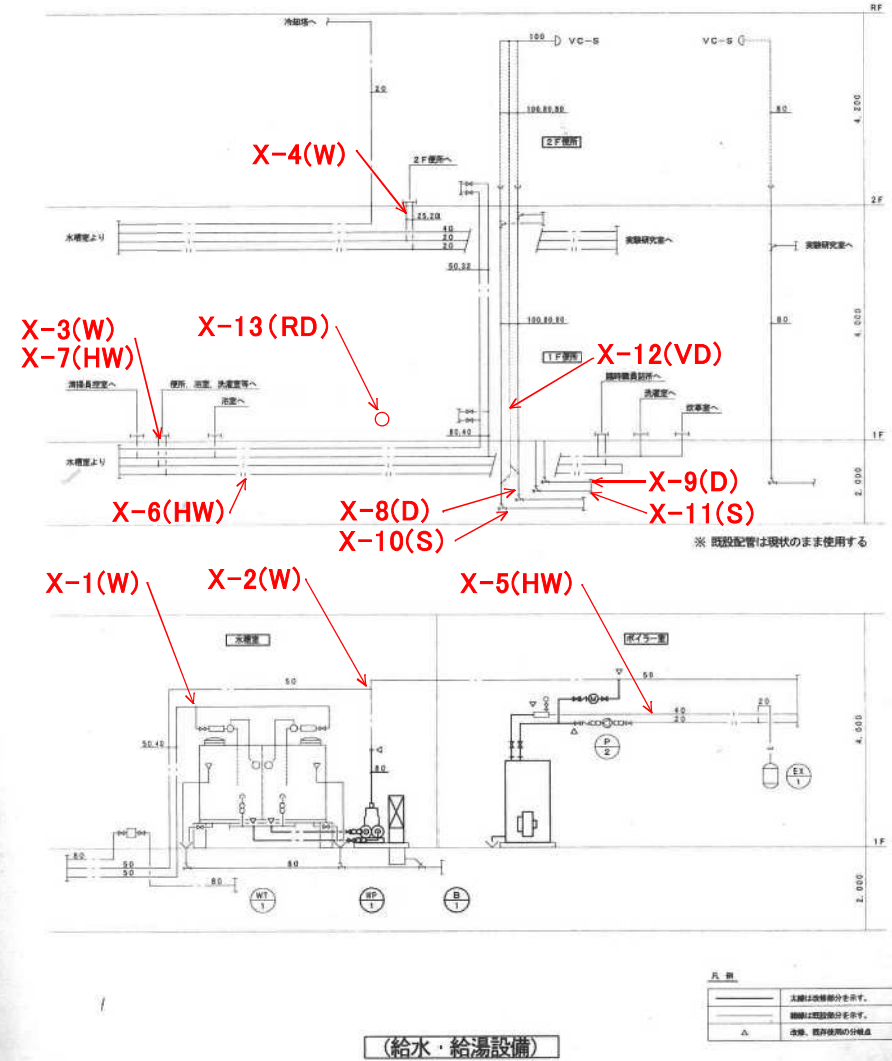
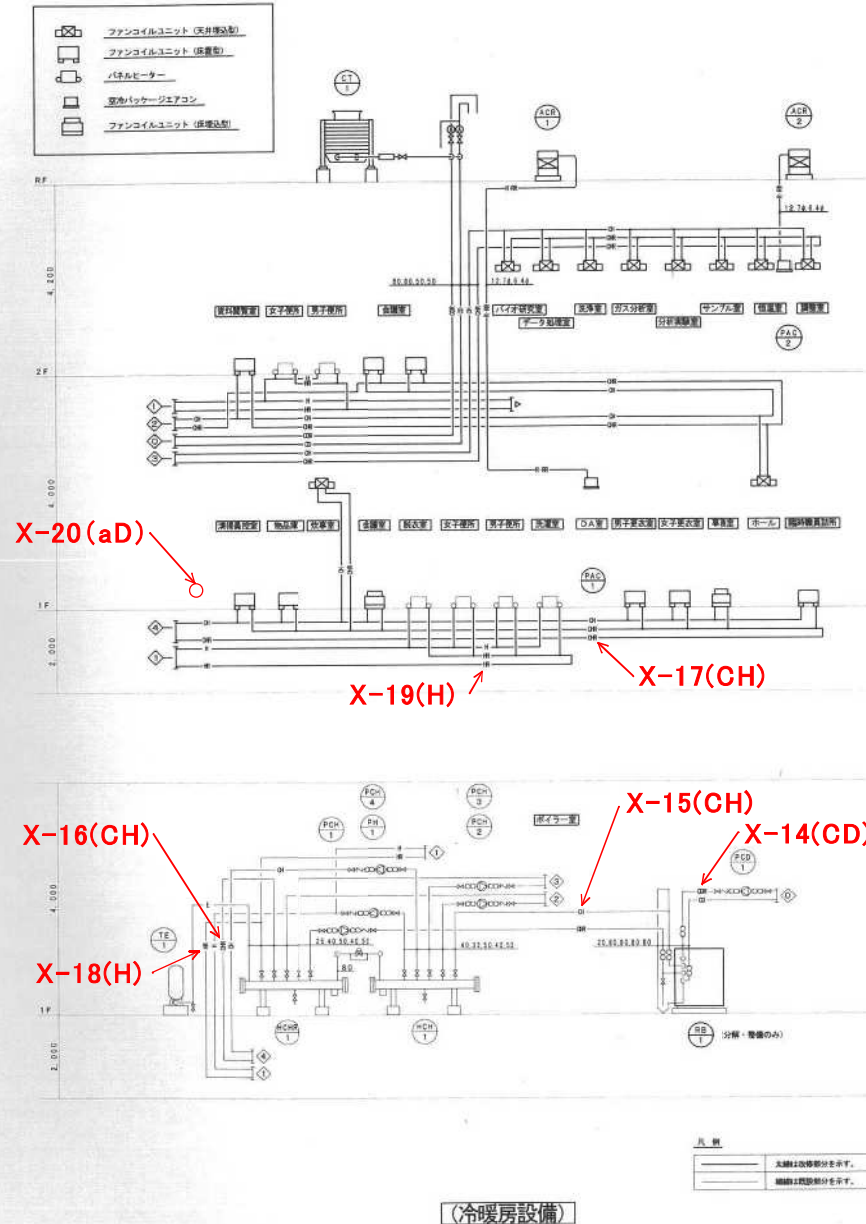
13. 業務担当課

経済観光局農政部農政課 活用担当係（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

TEL：(011)・211-2406

メールアドレス：nosei@city.sapporo.jp

農業支援センター SPT配管診断 調査位置図



株式会社 テクノクルー

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

主計設計者	設計者	設計校核者	監理者	DATE	工事名	図面番号
田中 一郎	田中 一郎	田中 一郎	田中 一郎	H 10/10/10	農業支援センター空調衛生設備改修工事	M-05
田中 一郎	田中 一郎	田中 一郎	田中 一郎	H 10/10/10	改修図 冷暖房設備、給水・給湯設備配管系統図	

農業支援センター SPT配管診断 調査リスト

データ番号	配管種類	(記号)	場所	系統
X-1	給水管	W	1階 水槽室	給水引き込み
X-2	給水管	W	1階 水槽室	給水主管
X-3	給水管	W	1階 便所（床下）	1階便所系統
X-4	給水管	W	1階 便所（天井内）	2階便所系統
X-5	給湯管	HW	1階 ボイラー室	給湯主管
X-6	給湯管	HW	1階 事務室（床下）	給湯主管
X-7	給湯管	HW	1階 便所	1階便所系統
X-8	雑排水管	D	1階 便所（床下）	1階便所系統
X-9	雑排水管	D	1階 便所（床下）	2階便所系統
X-10	污水管	S	1階 便所（床下）	1階便所系統
X-11	污水管	S	1階 便所（床下）	2階便所系統
X-12	通気管	VD	1階 PS	通気立管
X-13	雨水管	RD	1階 事務室	雨水立管
X-14	冷却水管	CD	1階 ボイラー室	冷却水主管
X-15	冷温水管	CH	1階 ボイラー室	冷温水主管
X-16	冷温水管	CH	1階 ボイラー室	1階系統
X-17	冷温水管	CH	1階 事務室（床下）	1階系統
X-18	温水管	H	1階 ボイラー室	1階系統
X-19	温水管	H	1階 事務室（床下）	1階系統
X-20	空調ドレン管	aD	1階 事務室	2階系統

数量表

給水管	4
給湯管	3
雑排水管	2
污水管	2
通気管	1
雨水管	1
冷却水管	1
冷温水管	3
温水管	2
空調ドレン管	1
合計	20